

◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原稿にて、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山田（賢）委員長代理 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

今のは山花委員の質問を引き継いで、まず大臣にお尋ねしますけれども、先ほど山花委員から非常に重要な過去の事実の摘示がありました。

大臣は、先ほどの山花委員が言っていた、平成十五年に法務委員会の理事懇談会で名古屋刑務所の事案についてビデオが開示されたということは御存じでしたでしょうか。お答えください。

○上川国務大臣 今のような詳しい経緯について

は存じ上げませんでした。

○階委員 それであれば、いま一度、役所の言いなりではなくて御自身でちゃんと判断を示してほしいんですが、保安上の観点、保安上の観点といつて、ずっとビデオの開示に入管庁は消極的でした。先ほどの理事懇でもそういうお話をしました。ただ、過去には理事懇でちゃんと開示しているわけですよ。であれば、保安上の観点ということです。刑法の方があつぱん嚴重であつてしまふれば、刑法の方があつぱん嚴重であつてしまふ

べきですよ。

入管施設は、別に罪人を拘束する場所ではないんですよ。どなたかのときに、過去の国会答弁で、船待ち場のようなものだといった答弁があつたという指摘もありました。そういう場所なのですか

ら、保安上の観点という意味でいえば、刑務所よりはもっと柔軟に考えていいだろうというふうに思うわけでして、保安上の観点をもつてして、国会、とりわけ理事懇談会のような場でも開示しないというのは、私は合理的な説明になつていな

いと思いますよ。

大臣の見解をお願いします。

〔山田（賢）委員長代理退席、委員長着席〕

○上川国務大臣 ただいま、本事案に関しまして、被収容者の居室のビデオということで、開示の課題、問題を今理事会の方で御審議なさつていると

いうことでございます。

先ほど来答弁をさせていただいておりますが、外部の方が閲覧した場合に、施設の形状、設備にとどまらず、日常的な巡回の体制、頻度等の具体的な状況が明らかになり得るということ、保安上の支障を生じるものということでございまして、こうした報告を出入国在留管理庁から受けている

状況でございます。法務省として、その旨御説明をしているものということでございます。

理事会におきまして、今、国会の先生方が御審議いただいているということでござります。

今回の法改正、法改正と言えるかどうか微妙ですけれども、今回の法改定、法改定については、

と、この姿勢については一貫させていただいているところでござります。

○階委員 答弁の趣旨が相変わらずはつきりしないんですけれども、その点、どうですか。端的にお答えください。

○上川国務大臣 今申し上げたとおりでございまして、保安上の観点からこのことにつきましては開示をしないということで皆様の方に説明をしている、こうした報告を受けているところでござります。

理事会におきまして、しっかりとその趣旨につとつてまた対応をする、こうした真摯な姿勢でこれからも臨んでまいりたいと思つております。

○階委員 保安上の観点という答弁を維持されるので、それでは、過去の名古屋刑務所の事案では開示したのはどう説明するんですか、あるいは、今回、第三者と言われる方々に開示するのはどう説明するんですかということをきちんと合理的に語つてくださいと言われても、全く説明ができないないんですよ。

我々は、まず理事懇談会で見せてもらつて、本当にこれは保安上の観点から問題があるのかどうか、ここを検証しようと思つています。その上で、このビデオを見た結果、やはり入管という施設にいろいろな運営上の問題があれば、そのことも含めて法改正の議論をしましようということを言つているわけですよ。

今回の法改正、法改正と言えるかどうか微妙ですけれども、今回の法改定、法改定については、

大きく言えば、入管の権限と裁量を大きく広げるということが含まれているわけです。そこで、権限や裁量が広がることであれば、権力が暴走する危険も高まるわけで、その暴走が起ころないよう在我はちゃんと入管の在り方をチェックしなくちやいけないという立場から、今回のビデオの開示を求めています。

内部調査をしているから開示しなくていいんだということは全く成り立たないですよ。内部調査では全く牽制は働かないわけです。監視機能としては不十分なわけです。だからこそ、大臣の判断で、過去の例にあつたように、我々の理事懇でまず開示する、これを今日、決断いただきたい。これは過去にやっている話ですから、できるはずですよ。

大臣、きつちり答えてください。お願いします。

○上川国務大臣 国会におきまして、資料の提出、こうしたこと、お求めに関する事項ということでおございますが、国会の御判断が示された場合におきましては、法令の許す範囲内で誠実に対応してまいりたいとかねがね申し上げてきたところでございます。その姿勢で今も真摯に対応させていただきたいというふうに思っております。

○階委員 それで、私どもが言っているのは、国会が判断する上で、今は現物を見ていないので、判断する上で、裁判でいえはインカメラ手続のようなのですよ、まずは内輪でそれを見せていたら、そして、その上で、国会で開示するかどうか理事懇の場で協議して決めるということをやりたいので、その場には出してください。そ

れを大臣に言つているんです。

国会が決めるために出してくださいと言つていますから、国会が決めたら出すという話じやないんです。決めるために、まず大臣の判断が必要なんです。大臣、出してください。お願いします。

○上川国務大臣 このビデオ映像記録の開示につきましては、理事懇談会におきまして御協議いただいているというふうに理解をしております。また、理事会で協議をされている事項でもあると承知をしています。

申し上げたとおりでございまして、国会におきましての資料の提出の求めに関する事項に関しましては、国会の御判断が示された場合には、法令の許す範囲内で誠実に対応してまいりたいと考えております。

○階委員 いや、全然質問の答えになつていません。国会は判断しますよ。判断するために、まず事前に見せていただきたいということを言つておられます。

私たち、保安上の理由とか言われても、それを見ていないですから、本当に理由があるのか。ないと思つていますよ。なぜなら、先ほど山花さんが言つたとおり、名古屋刑務所の事例については理事懇に開示しているわけだから。さらに、今回も第三者の方々には見せるわけですから。しかも、見せた上で、先ほど理事懇で確認しました、見せた上で、その見せられた内容について、第三者の方々が最終報告書に反映することも許される、こういうふうに事務方は言つていましたよ。そ

であればなおさら、保安上の観点というのではなく理由がないと思いますよ。

保安上の観点は全く理由がないので、過去に事例もあるので、今回、人一人の命がなくなっています。それをうやむやにしたまま法案を通して、入管の権限と裁量を拡大して、また同じようなことを繰り返す。人権を擁護するのが法務大臣の立場でしよう。人権をじゅうりんするんですか。法務大臣、そういう瀬戸際に立たされていますよ。ここをしつかり大臣の言葉で説明して、そして、大臣の決断で、まずは理事懇にお示しください。

同じ答弁は繰り返さなくて結構です。私の問題意識をしつかり受け止め、開示してください。どうぞ。

○上川国務大臣 今回の調査でございますが、第三者の方にもお加わりいただきまして、そして、この加わっていただいている第三者の方々に対しましては、秘密保持につきまして承諾をいただいているところでございます。関係資料を外部に公表せず、調査以外の目的には使用されないこととしていること報告を受けているところでございます。

客觀、公正の中でこの調査がしつかりとなされ、また、お亡くなりになられた方の体調に関わる医療関係の対応が適切であったのか等に関しまして、事実をしつかりと掘り下げていくべきことというふうに考えて、今真摯に取り組んでいるところでございます。

重ねて申し上げるところでございますが、国会におきましての資料の提出につきましては、このお求めに関する事項でございまして、国会の御判

断が示された場合には、法令の許す範囲内で誠実に対応してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 国会の判断を示す前提としてまずは理事懇に開示してくれと言っているのであって、何で先ほどから同じ答弁ばかりなんですか。答えていなさいですよ。

それで、我々、理事会でも協議していますけれども、結局、物を見ないまま、一方では保安上の観点という言葉が出たり、プライバシーという言葉が出たり、いろいろな言葉が出て平行線なんです。

物を見れば、私たちも、ほかの問題についても、いろいろな理事の皆さんにも建設的な御議論をいただいて、ちゃんと前に進めてきています。このビデオについても、私たちは別に、何も揚げ足を取らうとかそういうことはなくて、しっかりと真相を解明した上で、法案の審議に役立てたい、そう思っているわけですよ。大事なことですよ。

大臣、人権を擁護するんでしょう。だったら開示してくださいよ。我々が決める前提として開示してくださいということを言っています。ちゃんと答えてください。大臣が出でと言えば出せるはずです。

○上川国務大臣 今回の事案に関して、私、当初から、早い段階で、この方の命をめぐりまして、特に体調について問題、課題がないか、しっかりと取り組むべきというふうに思い、そして、第三者の目線もしつかりと踏まえながら、客観、中立にしつかりとお出しをするということで、中

間報告もまとめさせていただきました。

今回、様々な、中間報告もなるべく早くお出しをして皆様の議論に付すということでございましたので、不足のところについては更に調査を加えて、最終報告をなるべく早く出すようにということで指示をしてきたところでございます。

この姿勢の中で、しっかりと第三者の方にも責任を持っていただくということでございまして、その最終報告書そのものにこうした全てのことが盛り込まれることができるように、しっかりと努力をしているところでございます。

今、関係する資料につきましては、様々な医師の資料等も含めまして、いろいろな形で公開状態にあるというふうに理解をしておりますが、このビデオに関しましても、このことにつきまして先ほど次長から申し上げたとおりでございまして、保安上の理由という形の中で、また、亡くなつた方への思いをしつかりとはせながらということですございますので、そうしたところで今申し上げているところでございます。

理事懇談会へのビデオの映像記録の開示につきましては、理事会で協議をされている事項であると承知をしているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、誠実に、理事会で決められたことについては対応してまいりたいと考えております。

○階委員 答えてくださいよ。決める前提として出してくださいと言っているわけですよ。決めたら出すというのは答弁になつていませんよ。

もう一回、そこだけきちんと答えてください。

○上川国務大臣 理事会の協議事項ということでございます。国会の御判断が示された場合には、法令の許す範囲の中で誠実に対応してまいります。（階委員「答えていなさいですよ」と呼ぶ）

○義家委員長 速記を止めください。
〔速記中止〕

○階委員長 速記を起こしてください。
階猛君。

○階委員 いいですか。名古屋刑務所の事例、山花さんがおっしゃっていたケースは、特別公務員暴行陵虐致傷罪という重大な犯罪についても、ビデオが理事懇に公開されたわけですよ。まして、今回は全然犯罪はないはずですね。もしや、その入管の職員が犯罪を犯していたら、とても法案審議どころじゃないわけで、公開された名古屋刑務所の事例よりは、よっぽど公開することが問題はない事案だと思います。

それで、それを見た上で、我々としては、これを国会で公開すべきかどうかということを判断したい。それを見ないで議論していくも、ずっと平行線なわけですよ。平行線ということは、法案の審議も深まらないわけですよ。先ほども言ったように、これが真相が明らかにならないと、今回の法改正は全く意味を成さなくなる、そういう危険があるので、まずは理事懇の場に開示してほしい、過去の例を見習って開示してほしい。このことにについて、大臣、端的にお願いします。

○上川国務大臣 法務省といたしましては、出入国在留管理庁からの報告を踏まえまして、先ほど

來の答弁がござりますとおり、保安上の観点などから、閲覧いたいただくことは相当でないと御説明をしていますものでございます。

お尋ねの理事会の御判断のための閲覧というこ

とにつきましても、国会の御判断が示された場合には、法令の許す範囲内で誠実に対応してまいりたいと考えております。

○階委員 理事会の場ではまず見せることによつて、それで国会としてどうするかを決めるということに対して、大臣は協力する意思があるという

ことでいいですか。

○上川国務大臣 先ほど来申し上げているところでございます。国会における資料の提出のお求めに関する事項に関してございまして、国会の御判断が示された場合には、法令の許す範囲内で誠実に対応してまいりたい、この姿勢は変わりません。こうした姿勢で今も臨んでいるところでございます。

○階委員 大臣は、速やかに提出していただきたいと思います。国会が判断する必要があるので出していたときたいと思つていますので、その点はよろしいですよね。

○上川国務大臣 ただいま、今件については、理事会、理事懇等ということで御判断をしていただいているところでございます。

法務省といたしましては、国会の判断が示されれば、法令の範囲内で誠実に対応する考え方でございます。（発言する者あり）

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 この際、暫時休憩して、理事会を再開いたします。

午前十一時四十分休憩

○義家委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。

○階委員 この際、階猛君の残余の質疑を許します。階猛君。

○階委員 先ほど来議論になつてるのは、理事会の場で決めるのは、ビデオの公開を国会の委員会、秘密会の場でやるかどうか、これは理事会で決めることでけれども、その理事会で決める前提として理事懇の場にビデオを出すかどうか、これは大臣が決めることです。

大臣は、先ほど来、国会でお決めになれば出しますといったような答弁をされていますけれども、そういう問題じやないということで、大臣の方が、理事懇の場に、先ほど言ったような、理事会で決定する前提としてビデオを開示することについてどうお考えになるのかと、ということを明確にお答えください。

○上川国務大臣 ビデオの映像記録につきましては、先ほど来の答弁でございますが、収容施設の設備の状況、また職員の状況等を撮影したものでございまして、繰り返しになるところであります。が、保安上の観点などから、その取扱いにつきましては非常に慎重な検討を要すると繰り返し申し上げたところでございます。

また、亡くなつた方の名誉という観点からも慎

重な配慮が必要ではないか、このことも申し上げてきたところでございます。

命を預かる入管の施設におきましてこうした事案が起きたことについては、本当に重く受け止め、そして、私自身、大臣として、なるべくこの事案の早い段階で事案の解明をしていくこと、そして、それに基づいて分析、検証しながら更に改善を進めていく必要がある、こういう強い問題意識を持ちまして指示をしてまいつたところでございます。

もちろん、第三者の目線ということにおきましても、当初はそうしたチーム編成ではございませんでしたけれども、客觀、公正を尽くしていくべきだというふうに強く思つたので、この点につきまして、第三者のしつかりとした御判断を仰ぎたい、こういう思いで、調査チームの中でしつかりと御意見を述べていただくことができ、また調査についてもしていただきことができるようにしてきたところでございます。

こうした一連の流れの中で、中間報告につきましても、この間、なるべく早くお出しした方がいいという思いで、お医者さんに関わることですので、これは慎重にしていくべき事柄ではありますし、命に関わった事柄でありますので、丁寧にやつていく必要がある。こういう中で、しかしながら、記憶がだんだん薄れてくるということもありますし、やはり、なるべく早く中間報告を出した上で、その後に更に調査を加えて、そして分析、検証を加えながら、最終、こうした事案が二度と起こらないようにしていくことがこの調査チームのミッションということでございまして、

尽くしてきたところでございます。

ビデオの記録をどのように御判断なさるかということにつきましては、今、理事懇、理事会で委員の先生方が御審議をいただき、長くこうしたことについて御議論いただいているということについては承知をしているところでございますし、また、今日も、そのようなことにつきましては、政府としても、また法務省としても、また法務大臣としても大変重く受け止めている状況でございます。

最終報告をしつかりとお出しをする、客観、公正にお出しをするということで、私自身も、いろいろな意見を述べたいところではあるんですけども、そのことについては、この場におきましても、最終報告の結論を是非とも待つていただきたいということで、しかも、それについても迅速に提出させていただきたい、こういう形でお願いをしてきたところでございます。

もとより、命に関わる部分を扱っているということの仕事をしているところでございますので、そういった客観、公正な事実につきましての、まず、第三者を入れた形で最終報告に鋭意努力をさせていただき、私も大臣としての責任の中でこれを指示してきているところでございますので、是非、その最終報告に向けて努力をすることについて御理解をいただきたいというふうに思っております。

○義家委員長 階猛君、おまとめください。
○階委員 はい。
まとめますけれども、事務方から先ほど聞いた

ところだと、七月ぐらいまで最終報告はでき上がらない、こういうお話をしましたよ。だから、我々は、それだと法案が、もう審議が終わっちゃうんですよ。国会が閉じちゃうんですよ。だから、私たちには、次善の策として、今すぐできること、ビデオの開示を求めているわけです。

それから、今日は取り上げませんでしたけれども、遺族も求めています、ビデオの開示を。ビデオ開示は引き続き取り上げていきますけれども、先ほどの説明では全く不十分だと思っていますので、是非、大臣が決めればできることですから、理事懇に提供することは。なので、大臣の判断でやつていただきたい。

今日、名古屋の刑務所の問題が初めて出たので、それも踏まえて再検討していただいて、次回また質問するときにつきお答えいただきたい。その答え次第では、またこの委員会で不毛な時間が費やされてしまうということを申し上げまして、質問を終わりります。